賃貸住宅を扱う不動産業者などの皆様へ
～住居確保給付金（転居費用補助・初期費用分）へのご協力のお願い～

１．事業の内容

「住居確保給付金（転居費用補助）」は、収入が著しく減少し、住宅や生活にお困りの方に対する支援策のひとつです。名古屋市から転居費用の一部について給付を行うことにより、家計の改善を支援します。

〔参考〕住居確保給付金（転居費用補助）の概要

対象者　：収入が著しく減少したことにより住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方

支給要件：家計改善支援により転居の必要性が認められた方（注：その他収入要件等あり）

対象経費：①**転居先の住宅に係る初期費用**
（礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料・鍵交換費用）
②転居先への家財の運搬費用
③**ハウスクリーニングなどの原状回復費用**

支給上限：240,000 円（単身世帯）、260,000 円（2 人世帯）、280,000 円（3 人世帯）
※支給上限は、転居先の自治体により金額が異なります。
※実費が上記金額を下回る場合は、実費相当額を支給します。

２．協力をお願いしたい事項

対象者の方が本給付金を申請するにあたっては、転居を希望する住宅を決めて、その住宅にかかる初期費用等の証明をもらうため、必要書類を持参して不動産業者様にお伺いすることになります。その際、**対象者の方が入居を希望する物件について「入居予定住宅に関する状況通知書(則第11条第１項第２号の規定による支給・初期費用）（第23号様式）」を不動産業者様にてご記入いただく必要があります**。

なお、上記通知書は本人より名古屋市及び社会福祉協議会（「総合支援資金貸付制度」を借り受ける場合に限る）に提出されることとなります。

〔参考〕総合支援資金貸付制度
都道府県社会福祉協議会が、離職者等の生活の立て直しを支援するため、継続的な相談支援と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付けるもの。住宅入居費は上限 40 万円。

３．住居確保給付金（転居費用補助）支給までの手続きの流れ

対象者の方は、申請手続きと同時に不動産業者様と、入居審査等の賃貸借契約までの段取りを調整します。本市の審査において支給が決定された場合、対象者の方に「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。不動産業者様にも、支給決定のお知らせを郵送します。お知らせには、給付金の振込日が記載されていますので、賃貸借契約等の入居にかかる手続きを進めます。

住居確保給付金（転居費用補助）は、本市より不動産業者様等の口座に振り込まれることとなります。なお、社会福祉協議会による「生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度」の住宅入居費を借り受けた場合も、社会福祉協議会から不動産業者様等の口座に振り込まれることとなります。

不動産業者様などの皆様におかれましては、制度の趣旨などをご理解いただき、申請者の方が早期に転居できるよう、「入居予定住宅に関する状況通知書(則第 11 条第１項第２号の規定による支給・初期費用)」の記載にご協力いただきますようお願いいたします。

センターは「名駅」「金山」「大曽根」の３箇所あり、対象者の方が実際に持参される用紙には下記に連絡先が記載されています

制度や記入等にご不明な点がありましたら、以下までお問い合わせください

名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター〇〇

xx区xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx　TEL：xxx-xxx-xxxx　FAX：xxx-xxx-xxxx